

# 2021年新年号

# せせらぎ

# No. 486

水を大切に



編集・発行  
福岡市管工事協同組合  
広報・企画・情報委員会  
〒810-0016  
福岡市中央区平和3丁目20-10  
TEL 092-531-3066 FAX 092-522-5287  
メール(総務) fukukankyou@fuku-kan.com  
URL <https://www.fuku-kan.com>



**位置**

北緯 33°25'17" ~ 33°52'17"  
東経130°02'06" ~ 130°29'50"

東京(約900キロ)、大阪(約500キロ)よりも韓国・釜山(約200キロ)の方が近いという、この地理的条件から古来より大陸への玄関口としての役割を担ってきました。

**面積**

343.39km<sup>2</sup>  
明治22年の市制施行時の面積は5.09km<sup>2</sup>。100年で約66倍に広がったこととなります。

**人口**

1,603,043人  
男/756,352人 女/846,691人  
832,635世帯  
(令和2年9月1日現在推計)

**福岡はこんな街**

福岡市ミニデータ

**福岡市章**  
現在の福岡市章は、明治42年10月に制定されました。かたかなの「フ」を9個組み合わせて「福」を表しています。

●福岡市の4つの都市像

福岡市は、まちづくりの目標として次の4つの都市像を掲げました。強い意志とたゆまぬ努力をもって、この都市像の実現をめざします。

1. 自律し優しさを共有する市民の都市
2. 自然を生かす快適な生活の都市
3. 海と歴史を抱いた文化の都市
4. 活力あるアジアの拠点都市

目次

1. 謹賀新年	1
2. 年頭のご挨拶(藤理事長)	2
3. 新年のご挨拶(高島市長)	3
4. 新年のご挨拶(大森顧問)	4
5. 新年のご挨拶(坂本水道事業管理者)	5
6. 新年のご挨拶(駒田道路下水道局長)	6
7. 新年のご挨拶(全管連藤川会長)	7
8. 理事会報告・・・12/8 定例	8
9. 福岡市管工事協同組合 副理事長 松尾浩充氏 令和2年度国土交通大臣表彰を受章	9
10. 官庁だより	
NO. I 令和3年度福岡市排水設備工事責任技術者の登録申請について(福岡市道路下水道局)	10
NO. II 令和3年度福岡市排水設備指定工事店の指定申請について(福岡市道路下水道局)	11
11. 業務コーナー	
NO. I 技術検定制度の見直し、工事現場の技術者に関する規制の合理化について(建設業法の改正)	12
12. 青年部会だより	
新年のご挨拶(青年部会藤岡会長)	19
13. 令和2年度後期 技能検定試験水準調整会議開催・後期技能検定配管実技試験実施	21
14. 交通安全コーナー・・・贖いの日々(命)	22
15. 組合資材倉庫及び給排水メンテナンスセンター移転のお知らせ	23
16. 第9回 あたまの体操	24
17. 組合のうごき	26

# 謹 賀 新 年

2021年 元旦

福岡市管工事協同組合

理 事 長	藤	成	德
副 理 事 長	松	尾	浩
〃	末	久	修
総務部長理事	岩	下	達
総務担当理事	阿	部	盛
上水道部長理事	松	本	勝
上水道担当理事	田	中	繁
〃	棚	町	啓
〃	藤	根	義
下水道部長理事	宮	寄	広
下水道担当理事	石	井	純
専務理事	江	頭	孝



---

---

組 合 員 一 同

---

---

職 員 一 同

---

## 年頭のご挨拶



理事長 藤 成 徳

あけましておめでとうございます。皆様には、健やかに新しい年をお迎えのこととお慶び申し上げます。旧年中は、当会の運営にご理解、ご協力をいただき感謝申し上げます。本年も一層のご支援を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

昨年はオリンピックの開催により、経済の拡大やインフラ整備など、多くの経済効果を期待しておりましたが、新型コロナウイルスの発生により、1年の延期が決定され、また4月からは、緊急事態宣言が発令されました。その後、倒産、経営破綻が急増し、経済は、急速に悪化しており、極めて厳しい状況にあります。緊急事態制限は解除されましたが、感染防止対策を徹底し、再び感染が拡大することがないよう願うところです。

さて、建設業界における働き方改革の具体的施策は「適正な工期設定や適正な賃金水準の確保」・「週休2日の推進等の休日の確保」ですが、時間外労働の上限規制が適用され、職場環境の改善を目的とする働き方改革が適用されるのは、2024年4月1日以降となっております。2024年3月までの猶予はあるものの、週休二日制の導入、若年者の入職促進、女性活用推進など、業界を挙げて取り組む必要があります。

組合も、これらのことをふまえ、また地震、水害などの防災活動に貢献できるよう組合組織の強化、その役割を果たし続けるための、経営の安定化にむけ、取り組んでいきたいと考えております。

業界を取り巻く環境は、依然として厳しく予断を許さない状況にありますが、組合員の皆様には、組合事業に更なるご協力を賜りますようお願い申し上げますと共に、消費が喚起され、国内景気が活性化し、経済の好循環が生まれる明るい年になりますよう、併せて新型コロナウイルスが1日も早く終焉することを祈念いたしまして、年頭のご挨拶とさせていただきます。

## 新年のご挨拶



福岡市長 高島 宗一郎

あけましておめでとうございます。

新年の始まりにあたり、謹んでお慶びを申し上げます。

昨年は新型コロナウイルスの影響により、世界中が大きな影響を受けた一年でした。社会を支えていただいた全ての方へ改めて感謝申し上げます。

また、福岡市管工事協同組合のみなさまから「福岡市ありがとう基金」へ寄付金をいただき、大変感謝しております。みなさまには引き続き感染拡大防止へのご協力をお願いします。

一方で、福岡市では、ピンチはチャンスと発想を切り替え、今だからこそできることを前向きに進めていきたいと考えています。

まずは、まちづくりの変化です。福岡市では、天神ビッグバン、博多コネクティッドなどのビルの建替えプロジェクトで、まちが一気に生まれ変わるこのタイミングをチャンスと捉え、単なるハード整備にとどまらない、世界に先駆けた感染症対応シティを目指すことにしました。「換気」「非接触」「身体的距離の確保」「通信環境の充実」などの取組みを誘導し、高付加価値なビジネスの誘致につながる国際競争力を持った、安全安心で魅力的なまちづくりを進めてまいります。

続いて、生き方、働き方の変化です。福岡市は、様々な都市機能がコンパクトなエリアに集中する一方で、身近なところに豊かな自然があるのも特徴です。新型コロナウイルスの影響で、生き方そのものが見直される昨今、誰もが生き生きと働き、豊かな自然を満喫できるまちとして、改めて福岡市の良さが注目されています。都市機能を充実させていくとともに、自然を守り、自然を楽しむことができるよう様々な取組みを進めてまいります。

今は色々なものごとを変えやすい、いわば社会が柔らかい時期であり、国家戦略特区で国の規制緩和も可能な福岡市にこそ、様々なチャレンジを行うチャンスがあります。福岡市が社会課題を解決するロールモデルとなり、日本を最速で変えていきたいと考えています。

今年も「人と環境と都市活力の調和がとれたアジアのリーダー都市」を目指し、福岡市を次のステージへと飛躍させるチャレンジ「FUKUOKA NEXT」を、オール福岡で進めるべく、引き続き全力を注いでいきますので、管工事協同組合のみなさまには引き続き、お力添えを賜りますようお願い申し上げます。

最後に、みなさまの今年一年のご健勝とご活躍を心から祈念いたしまして、新年のあいさつとさせていただきます。

## 新年のご挨拶



福岡市管工事協同組合顧問  
福岡市議会議員 大森 一馬

あけましておめでとうございます。組合員の皆様方におかれましては、謹んでお慶び申し上げます。

昨年の初めから新型コロナウイルスが発生し、一人ひとりができる感染症対策として、かつてないほど、手洗いやうがいなどが薦められてきたなかで、9月の過去最強クラスとも言われた台風10号が接近したときには、停電による断水への備えが呼びかけられ、大変不安を覚えました。

昨年は上下水道が、福岡市民160万人の命、生活を守るために、必要不可欠なライフラインであることをあらためて強く認識させられた年でありました。

福岡市では、天神ビックバン、博多コネクティッドなどが進められており、これに伴う給排水工事や、全国的に大きな課題となっている上下水道の老朽化対策に当たりまして、組合員皆様のお力を頂きながら、加速させる必要があると考えております。

現在、中小企業・小規模事業者は慢性的な人手不足に苦しんでおられ特に技能者・技術者の不足や高齢化の進展が深刻な状況です。

業界に若者や女性の入職や定着を図っていくためには、官民挙げて魅力ある情報を発信するとともに、人材が活躍できる環境を整えていかなければならないと考えております。

組合員の皆様におかれましては、働き方改革等への対応もあるとは存じますが、本年も上下水道関連事業の促進並びに地場中小企業の支援対策等を推し進め、組合員皆様方の経営の安定化が図られるよう、より一層努力を重ねてまいりますので、引き続きご支援、ご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

最後になりましたが、管工事協同組合並びに組合員の皆様方の益々のご発展とご多幸を祈念いたしまして新年の挨拶とさせていただきます。

## 新年のご挨拶



福岡市水道事業管理者 坂本 秀和

あけましておめでとうございます。謹んで初春のご挨拶を申し上げます。  
福岡市管工事協同組合の皆様方におかれましては、日頃から本市水道事業の推進に格別のご理解とご協力を賜り、心から感謝申し上げます。

昨年は新型コロナウイルス感染症の世界的な流行により、人々の集いや移動が制限され、日本では、「手洗い」「マスク」「3密回避」が定着し、テレワークやオンライン会議が広く導入されるなど、社会・経済活動に著しい変化を感じた一年でございました。このような状況のなか、水道は市民の命と生活を守る極めて重要なライフラインであり、水道に携わる全ての者はエッセンシャルワーカーとして、どのような危機的状況下にあっても、安全で安心な水道水をお届けし続けるという重大な使命を担っていることを、改めて強く認識したところでございます。

一方、近年では日本各地で予想を超える豪雨や地震が頻発しており、昨年7月の豪雨では、熊本県を中心に、九州や中部地方など日本各地に大きな被害をもたらしました。この異常な現象が日常的になりつつあるなか、防災・減災のための施設の強靱化など、災害に対する備えも、これまで以上に厚くしなければなりません。また、福岡市では、災害発生時には被災地からの要請に応じて職員を派遣し、応急給水活動や応急復旧活動などの支援を行っておりますが、被災地支援には組合の皆様方や他事業体等と連携していくことが大切であり、日本水道協会九州地方支部の支部長として、「九州をリードする」責任を痛感いたしております。

令和3年度は、「水道長期ビジョン2028」における「第2次中期経営計画」（4年間）のスタートの年にあたります。引き続き、老朽化した配水管の更新・耐震化や浄水場の再編など、水道施設の基盤強化にしっかり取り組んでまいりたいと考えております。

これらの事業を着実に推進していくためには、組合の皆様方のご理解とご協力が何より不可欠です。今後とも、より一層のご支援とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

最後になりましたが、本年も福岡市管工事協同組合の皆様方にとって、幸多い年となりますよう、心から祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

## 新年のご挨拶



福岡市道路下水道局長 駒田 浩良

新年あけましておめでとうございます。

福岡市管工事協同組合の皆様方におかれましては、ご家族ともども幸多き新春を迎えられたこととお慶び申し上げます。

また、日頃から本市下水道事業の推進に多大なご支援とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

下水道は、浸水対策やトイレの水洗化などを通じ、市民に安全で快適な生活環境を提供するとともに、海や河川などの公共用水域の水質保全に欠くことのできない重要な役割を担っております。

本市の令和元年度末の下水道人口普及率は 99.7% に上り、これも長年にわたる皆様方のご尽力の賜と心より感謝申し上げます。

さて、近年、下水道事業を取り巻く環境は厳しさを増しており、更新期を迎える施設の急増や近い将来見込まれる人口減少、また、令和 2 年 7 月の九州における豪雨をはじめ、ここ数年頻発化している集中豪雨や、地震などの大規模な自然災害によるリスクの増大などが挙げられます。いまだ終息が見通せないコロナ渦による事業への影響も不透明な状況です。このような厳しい経営環境や、社会状況の中、道路下水道局では、下水道サービスを安定的に継続するために、令和 3 年度から 6 年度までの 4 年間にわたる投資と財政収支を踏まえた「福岡市下水道経営計画 2024 (R3～R6)」の策定に向け、検討を進めております。引き続き、国土強靱化に資する、浸水対策や地震対策などを重点的に推進し、災害に強いまちづくりへの取組みを実践してまいります。

皆様方におかれましては、市民のニーズが多様化する中、さらには新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防を踏まえた新しい生活様式の定着が求められる中、第一線の現場で日々きめ細やかにご対応いただいていることに敬意を表します。引き続き、皆様方と連携を密に図りながら、市民生活に欠くことのできない財産である下水道をしっかりと守り抜き、「次世代に誇れるまち」へ、確実な積み重ねをしてまいり所存でございます。皆様方のより一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、福岡市管工事協同組合、また皆様方の益々のご発展とご活躍を心からお祈りいたしまして、新年の挨拶とさせていただきます。

## 新年のご挨拶

「全管連ビジョン2020」と共に  
コロナの先にある新時代を見据えよう



全国管工事業協同組合連合会  
会長 藤川 幸造

新年あけましておめでとうございます。

皆様には、健やかに新春をお迎えのことと謹んでお慶び申し上げます。

昨年を振り返りますと、新型コロナウイルスの感染が拡大した当初は突然の荒波にさらされたように情報が刻々と変わり、まさに世界中が五里霧中の日々となりました。本会は創立 60 周年の節目を迎えましたが、予期せぬこのコロナ禍により、10 月に計画をしていた記念式典は中止となり、これまで準備に奔走してこられてきた地元

の東京都管工事業協同組合連合会の宮崎会長をはじめとする東京ブロックの皆さんと無念の思いを共にいたしました。1 日も早いコロナの収束を願うばかりです。

また、昨年 7 月の豪雨で九州や中部地方を中心に河川の氾濫などの災害が発生し、各地に大きな被害がもたらされました。被害に遭われた方々に対し、お見舞い申し上げますとともに、1 日も早い復旧をお祈りいたします。

今年、東日本大震災が発生して 10 年を迎えます。我が国では近年、地震や噴火、気候変動による豪雨といった災害が起き、その度に大きな被害が繰り返されてきました。その発災初期から応急給水が始まり、復旧段階となった時に現場へ真っ先に駆け付け最前線で従事するのは我々管工事業業者です。そのような重要な役割を担いながらも、一方では、特に地方での人手不足が深刻化し、若手技術者技能者の入職・定着が喫緊の課題となっています。若者から見ても魅力ある、そして働きがいのある業界・職場にするためにも、従業員の処遇改善として、とりわけ休日がしっかりとれるよう、工事種別ごとの工期確保が必要です。働き方改革では完全週休二日制の実現を目指していますが、組合員の会社経営が成り立つ適正な利潤が得られれば、週休二日にも対応できるのではと感じております。

そうした中、昨年 10 月に施行された改正建設業法では、著しく短い工期の禁止が明記されました。長時間労働が常態化している建設業の働き方改革の促進につながるとして、強く期待を寄せているところです。

また国には、設計労務単価の引き上げや社会保険未加入対策などの担い手確保策を意欲的に打ち出してくださいとありますが、今後も息長く継続的な取り組みをお願いするとともに、全管連では、管工事の業態を的確に踏まえた労務単価や適正な工期設定等のためのガイドラインに沿った工事発注が行われるよう関係機関への要望を続けてまいります。

さて昨年実施した組合員を対象とした調査によりますと、従業員 9 人以下の企業が全体の 6 割、売上高 2 億円未満の企業が 6 割を占めています。そうした会社の中には、後継者不足で廃業してしまう例も少なくなく、今後に向けて危機感を強めているところではあります。本会は行政や水道関係機関のなかで一定の存在感を示している一方で、「建設業や管工事業のイメージ」「賃金水準」「残業の多さ、休日の少なさ」が課題となっており、深刻な人材不足に直面しております。それでも我々は会員が一丸となって前に進まなければなりません。創立 60 周年を迎え新たな時代に対応すべく、今後 5 年程度の目指すべき方向を示す『これからの管工事業界のために—全管連ビジョン 2020』を策定いたしました。管工事業の仕事量確保と事業領域拡大、若者や女性の入職・定着と高齢従業員の活躍、休日確保などによる処遇改善などを盛り込みました。今後は本会の各業務の担当部門毎に具体的な対応策を検討し、順次実行に移してまいります。

多くの専門家が言うようにコロナとの闘いは長期戦になります。

コロナ以前の当たり前が懐かしく思われますが、前向きになるためにも、今、できることを探り続けねばと考えています。

一人一人がしっかりと感染対策に取り組み、新しい生活様式を実践しながら、共によりよい明日を作っていきましょう。

さて、今年 7 月に開催する通常総会及び全国大会等は、四国ブロック愛媛県支部の愛媛県管工事業協同組合連合会(会長・櫻井健吾氏)に担当いただきます。地元愛媛県連においては、参加される方々を迎える準備を進めておりますので、全国から会員各位の多数がご参加を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、会員団体の一層のご発展と所属員各位の事業のご繁栄を祈念申し上げ、年頭の挨拶といたします。

## 第18回 理事会報告

日 時 : 令和2年12月8日(火)午後1時30分より  
場 所 : 福岡市管工事協同組合会議室  
出席者 : 藤、松尾、末久、岩下、松本、宮崎、阿部、田中、棚町、藤根、石井、江頭  
定刻に至り、事務局より本日の出欠状況を報告、藤理事長、挨拶後議長に就任し議案の審議に入った。

### 【協議事項】

#### 第1号議案 1月度の定例理事会開催日に関する件

藤理事長より、1月度の定例理事会についてコロナ感染症予防の観点から執り行わないこととしたい旨、諮る。  
協議の結果、1月度の定例理事会は開催しないことで、出席理事全員の承認を得た。

#### 第2号議案 臨時総会開催日に関する件

松尾副理事長より、定款・規約の変更にあたり、より組合員の理解を得るために、「福管協定款及び規約の一部変更に伴う個別説明会」を全9回開催し、多数のご理解をいただいたところである。  
ついては、臨時総会を令和3年1月27日(水)にコロナ感染症対策で書面にて開催したい旨、諮る。  
協議の結果、説明通りで出席理事全員の承認を得た。

### [報告事項]

#### 1. 本復旧申請について(前年度まで・今年度・員外の取扱い)

江頭専務理事より、11月30日時点の掘削申請に伴う写真未提出件数、2017～2019年度の3年間分6社22件、2020年度18社23件となっている旨、報告。

提出無き工事店は掘削申請の受付を停止している。(出席理事全員了承)

#### 2. 1階改修工事、資材倉庫の賃貸について

藤理事長より、資材倉庫(南区平和)跡地の賃貸について、1社と交渉中である旨、報告。

進捗については、理事会にて都度報告を行う。(出席理事全員了承)

岩下総務部長理事より、1階の改修工事について、令和3年1月25日(月)の新資材倉庫の移転営業開始に向け、12月中には完了予定である旨、報告。資材置き・据え付け柵等の移動や設置、使えるものを再利用し、なるべく費用が掛からない様に取組んでいる。(出席理事全員了承)

#### 3. 寒波による緊急時の協力依頼について

事務局より、福岡市水道局から10月20日付で寒波等による水道管や水道メーターの凍結及び破裂事故の発生時に修理等の迅速な対応の協力依頼があった。組合員の協力のもと災害時(寒波)における組織・動員体制を整え対応する。尚、組合員67社111台の駐車許可申請があった旨報告。(出席理事全員了承)

#### 4. 令和3年度資材見積提出について

事務局より、令和3年度資材見積を取引メーカー及び商社(計28社)に、依頼する旨報告。

(出席理事全員了承)

#### 5. 緊急連絡指令模擬訓練について

事務局より、平成17年3月に福岡市水道局と締結した「災害時における水道の応急対策に関する協定書」に基づき、令和2年12月22・23日に緊急連絡・指令模擬訓練を福管協理事12名、メンテナンス登録業者11社、資機材メーカー・商社25社(水道施設等の応急復旧に要する資材の供給協力協定締結会社)参加のもと実施する旨、報告。(出席理事全員了承)

#### 6. 表彰状受賞者について

藤理事長より、受章の報告と記念品を贈呈。

国土交通大臣表彰 松尾浩充氏(令和2年7月10日)

福岡県職業能力開発協会会長表彰 松本勝海氏(令和2年11月19日)

引き続き、組合のうごき、今後の予定を説明。

本日の全ての案件を終了した。時に午後2時30分。

## 福岡市管工事協同組合 副理事長 松尾 浩充氏 令和2年度 国土交通大臣表彰を受章

このたび、当組合副理事長であり、トキワ工業(株)代表取締役の松尾浩充氏が、多年にわたり管工事業界の振興発展に尽くされた功績に対し栄誉ある国土交通大臣表彰を受章されました。

令和2年11月25日(水)国土交通省大会議室(東京都千代田区霞ヶ関)で執り行われた伝達式に出席されました。



国土交通大臣表彰状



伝達式

松尾副理事長におかれましては、ご健康に留意され、今後も当組合、業界の更なる飛躍の為ますますのご活躍を祈念いたします。

誠におめでとうございます。



官庁だより  
No.1

福岡市排水設備工事責任技術者  
更新対象者 様

福岡市長 高島 宗一郎  
(道路下水道局下水道管理課)

### 令和3年度福岡市排水設備工事責任技術者の更新登録申請について（お知らせ）

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素から、本市下水道行政の推進につきましては、排水設備工事責任技術者としてご尽力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、令和3年度排水設備工事責任技術者の更新登録申請受付を下記のとおり実施しますので、引き続き登録を希望される場合は必ず登録申請を行われるようお願いいたします。

#### 記

1. 受付期間 令和3年1月12日(火)～令和3年1月26日(火)（土日祝日を除く）  
(9:30～11:30, 13:00～16:00)
2. 受付場所 道路下水道局管理部下水道管理課（福岡市役所：本庁舎6階）  
**※郵送での受付は行いません。**提出は代理の方でも構いません。
3. 更新対象者 福岡市排水設備工事責任技術者証の有効期限が  
令和3年（平成33年）3月31日までの方
4. 申請（更新）に必要な書類
  - ①福岡市排水設備工事責任技術者登録申請書（様式第3号）：同封資料  
※ なお、申請書は福岡市ホームページで「責任技術者登録申請書」と検索いただければPDFファイルでダウンロードできます。
  - ②福岡県下水道排水設備工事責任技術者更新講習修了証の写し（コピー）
  - ③現在お持ちの福岡市排水設備工事責任技術者証の写し（コピー）
  - ④写真2枚（縦2.5cm×横2cm、申請前3月以内に撮影した上半身、脱帽したものに限ります。）  
※ 内1枚は申請書に貼付してください。  
※ 写真は2枚とも裏面に氏名および福岡市排水設備工事責任技術者登録番号を記入して下さい。
5. 今後の流れ 登録申請された方には、3月末頃に登録案内書（受取日等を記載しています）と納付書（手数料1,000円）を郵送いたします。

<お問い合わせ先>

福岡市道路下水道局管理部下水道管理課  
排水設備係

電 話 092-711-4534


 官庁だより  
No.II

(更新対象)

福岡市排水設備指定工事店 様

 福岡市長 高島 宗一郎  
 (道路下水道局管理部下水道管理課)

## 令和3年度 福岡市排水設備指定工事店の更新について (お知らせ)

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素から、本市下水道行政の推進及び水洗化の普及促進につきまして、ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、令和3年度福岡市排水設備指定工事店の指定(更新)申請受付を下記のとおり実施いたしますので、引き続き指定工事店の登録を希望される場合は、必ず手続きを行っていただきますようお願いいたします。

## 記

1. 受付期間 令和3年2月15日(月)～令和3年2月26日(金) (土日祝日を除く)  
(9:30～11:30, 13:00～16:00)
2. 受付場所 道路下水道局管理部下水道管理課 (福岡市役所 本庁舎6階)  
※郵送での受付は行いません。
3. 指定要件
  - ①福岡県内に営業所を有すること。
  - ②福岡市排水設備工事責任技術者を1人以上雇用していること。
  - ③過去に指定の取消し処分を受けた者については、その処分の日から2年以上を経過していること。
  - ④本市の市税及び営業所所在地市町村の市町村税を滞納していないこと。
  - ⑤排水設備工事に必要な設備及び機材を備えていること。
4. 申請(更新)に必要な書類

- ①福岡市排水設備指定工事店指定申請書(様式第1号)
- ②・個人の場合:代表者の履歴書(様式2),身分証明書(原本),工事経歴書(様式3),建設業法に定める様式による財務諸表(貸借対照表,損益計算書)  
・法人の場合:代表者の履歴書(様式2),身分証明書(原本),定款,登記事項証明書(原本),工事経歴書(様式3),建設業法に定める様式による財務諸表(貸借対照表,損益計算書,完成工事原価報告書,株主資本等変動計算書)
- ③市町村税納税証明書  
(福岡市の市税及び営業所所在地市町村の税の滞納がないことの証明,原本)
- ④使用印鑑届(様式4)
- ⑤営業所の平面図及び写真並びに所在地略図(様式5)
- ⑥雇用している責任技術者の名簿(様式6)及びそれを証する書類
- ⑦雇用している責任技術者の福岡市排水設備工事責任技術者証の写し
- ⑧所有機材調書(様式7)及び写真
- ⑨法人で本店・本社以外の営業所名で申請する場合は,代表者の委任状(様式8)
- ⑩役員名簿(様式9)

&lt;お問い合わせ先&gt;

 福岡市道路下水道局管理部下水道管理課  
 排水設備係  
 電話:092-711-4534

## 技術検定制度の見直し、工事現場の技術者に関する規制の合理化について（建設業法の改正）

国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課

### 建設業法の改正について

建設業における現場の急速な高齢化と若者離れが深刻化する中、限りある人材の有効活用と若者の入職促進により、将来の担い手の確保を図ることが急務となっています。このような状況を踏まえ、令和元年6月に建設業法を改正し、技術検定制度の見直しを行いました。また、工事現場の技術者に関する規制を合理化しました。

技術検定制度の見直しについては令和3年4月1日から施行され、令和3年度から新制度の下、技術検定が行われる予定です。また、工事現場の技術者に関する規制の合理化については令和2年10月1日から施行されています。

### I 技術検定制度の見直し

今回の建設業法の改正では、技術検定制度について見直しを行いました。これまでの技術検定では、学科試験と実地試験の合格者を技士（土木施工管理技士、建築施工管理技士など）として称号を付与していましたが、今回、第一次検定と第二次検定に再編成を行い、第一次検定の合格者を技士補（今回の改正により新設）、第一次検定及び第二次検定の両方の合格者に技士の称号を付与することと

しました。

現在の技術検定では、学科試験では知識、実地試験では応用能力を有するかどうかを判定していますが、令和3年度からは、第一次検定では施工技術のうち基礎となる知識及び能力、第二次検定では施工技術のうち実務経験に基づいた技術上の管理及び指導監督に係る知識及び能力を有するかどうかを判定することとなります。

具体的には、1級の第一次検定では、監理技術者の職務を補佐する者（今回の改正により新設：以下「監理技術者補佐」という。）として、工事の施工の管理を適確に行うために必要な知識及び応用能力を有するか判定することとし、これまで学科試験で求めていた知識問題を基本に、実地試験で求めていた応用能力問題の一部を追加することとしています。なお、この1級の第一次検定を合格した者は1級技士補の称号を付与されますが、このうち、主任技術者の資格を有する者については、監理技術者補佐となることができません。また、第二次検定では、監理技術者として、工事の施工の管理を適確に行うために必要な知識及び応用能力を有するか判定することとし、これまで実地試験に求めていた応用能力の問題に加え、学科試験で求めていた知識問題の一部を移行することとしています。

技術検定制度の見直し

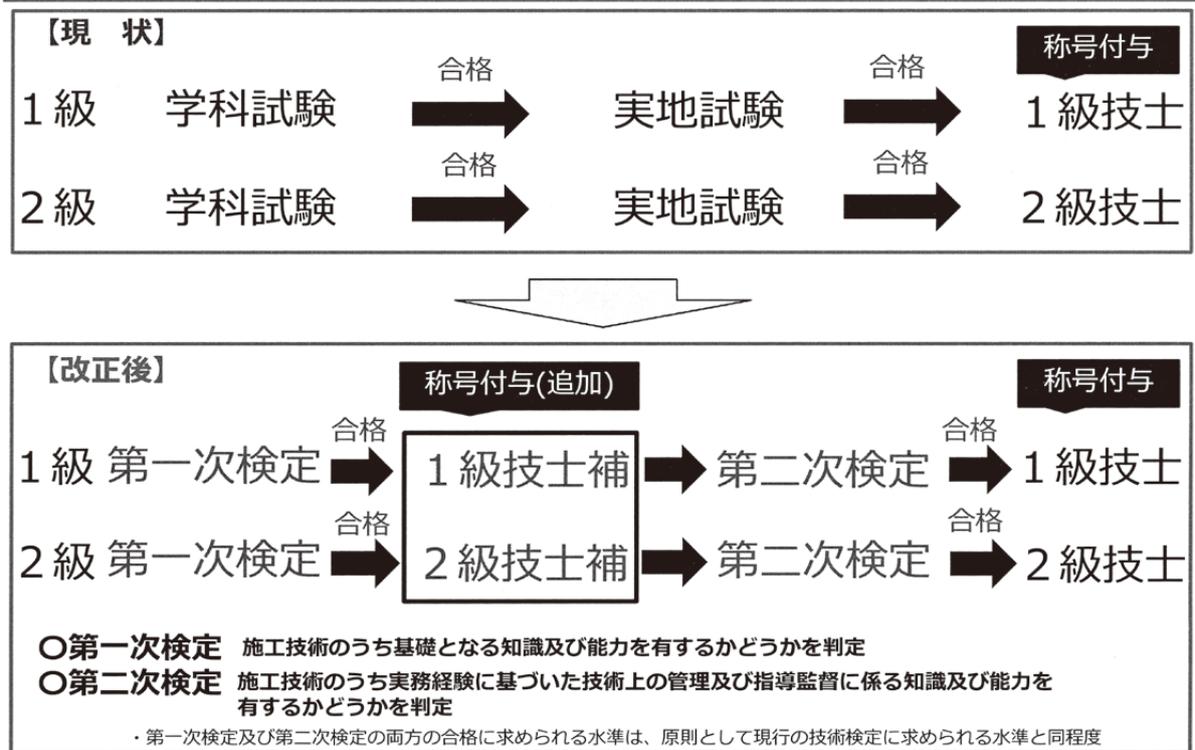


図 1

2 級についても 1 級と同様の見直しを行っており、第一次検定では基礎的な知識及び能力を有するか判定、第二次検定では主任技術者として必要な知識及び応用能力を有するか判定することとしています。なお、第一次検定及び第二次検定の両方の合格に求められる技士の水準は、原則として現行の技術検定に求められる技士の水準と同程度となります。

このほか、1 級の受検資格も見直しを行っており、現在は、2 級に合格してから 1 級を受検するまでの間に実務経験の期間を原則として 5 年間（所定の実務経験を積んだ場合は 3 年間）求めています。令和 3 年度以降、2 級の第二次検定を合格した者は、その後の実務経験を経ることなく、翌年度に 1 級の第一次検定を受検することが可能となります。これにより、早期に 1 級の技士補を取得する

ことが可能となり、監理技術者補佐として若手技術者に施工体制における明確な立場を与え、早期に責任ある立場で、現場で活躍していただくことが可能となるものと考えています。

2 級の技士補については、1 級の技士補と異なり、工事現場の技術者としての明確な役割はありませんが、17 歳以上であれば実務経験のない高校時代から受検が可能であるため、合格すれば 2 級の技士補の資格が付与されます。このように、2 級の技士補については、建設業の担い手としての入口の資格として、就職活動にも有利となることから、若年層のモチベーションが向上し、建設業界へ入職する動機付けの強化につながるものと期待しています。

なお、現在の技術検定では、1 級、2 級ともに学科試験合格後、実地試験が 2

**技術検定の再編（令和3年度～） 1級** ※「建設機械施工管理」を除く 国土交通省

- ・ 第一次検定では、監理技術者補佐として、工事の施工の管理を適確に行うために必要な知識及び応用能力を有するか判定。（これまで学科試験で求めていた知識問題を基本に、実地試験で求めていた能力問題の一部を追加）
- ・ 第二次検定では、監理技術者として、工事の施工の管理を適確に行うために必要な知識及び応用能力を有するか判定。（これまで実地試験で求めていた能力問題に加え、学科試験で求めていた知識問題の一部を移行）

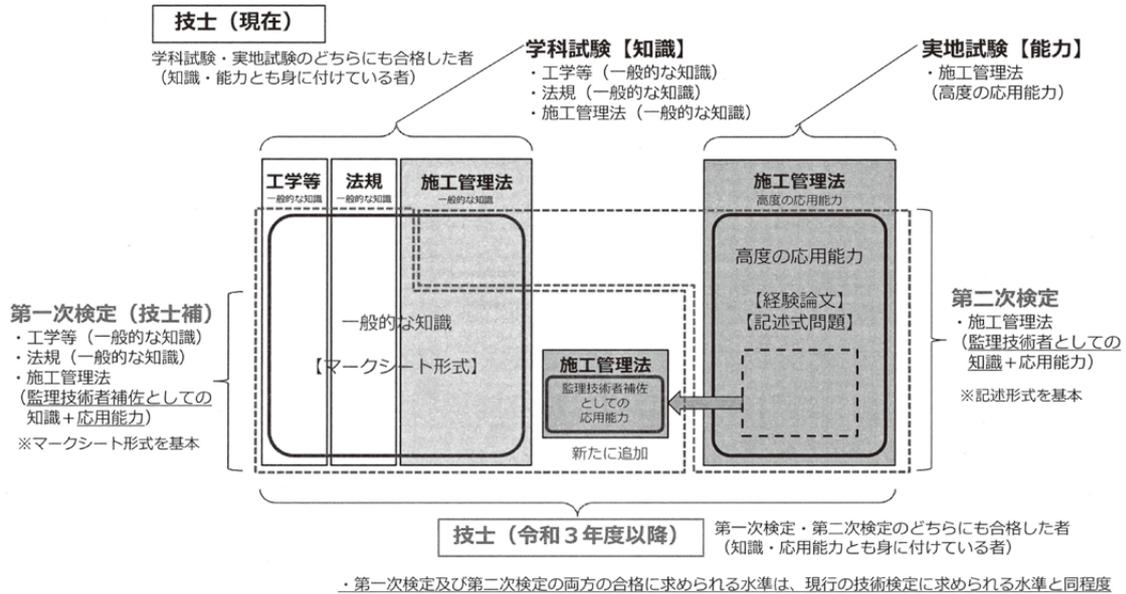


図2

**技術検定制度の再編（令和3年度～） 2級** ※「建設機械施工管理」を除く 国土交通省

- ・ 第一次検定では、工事の施工の管理を適確に行うために必要な基礎的な知識及び能力を有するか判定。（これまで学科試験で求めていた知識問題を基本に、実地試験で求めていた能力問題の一部を追加）
- ・ 第二次検定では、主任技術者として、工事の施工の管理を適確に行うために必要な知識及び応用能力を有するか判定。（これまで実地試験で求めていた能力問題に加え、学科試験で求めていた知識問題の一部を移行）

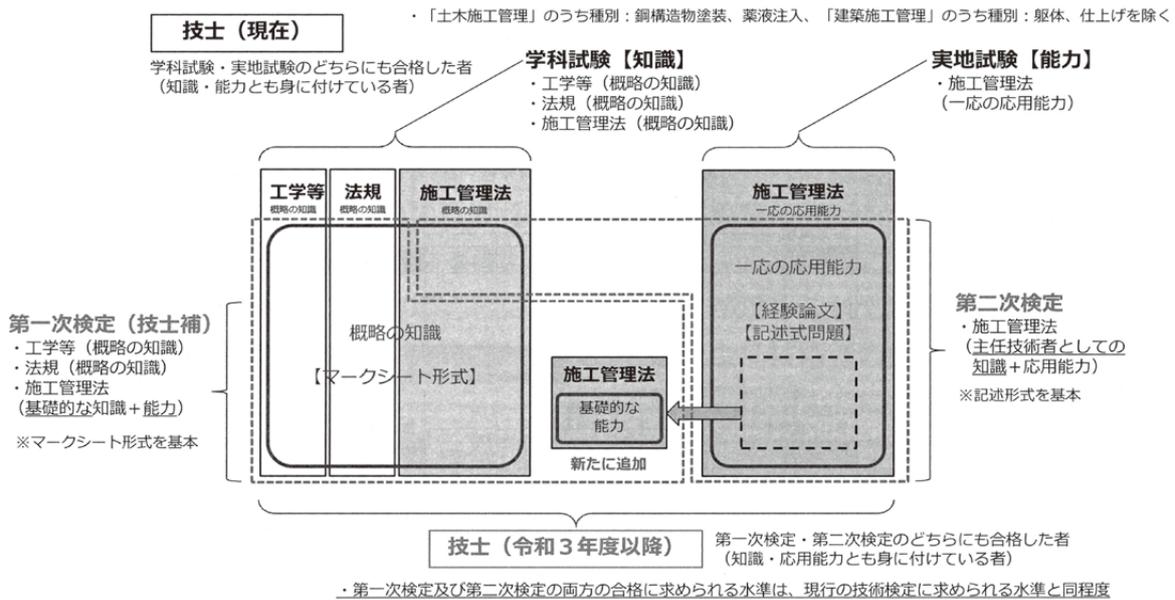
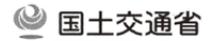


図3

「1級管工事施工管理」の例（施工技術検定規則 別表第一）



【現 状】				【改正後】			
試験区分	試験科目	知識能力	試験基準	検定区分	検定科目	知識能力	検定基準
学科試験	機械工学等	知識	・機械工学、衛生工学、電気工学、電気通信工学及び建築学に関する一般的な知識 ・冷暖房、空気調和、給排水、衛生等の設備に関する一般的な知識 ・設計図書に関する一般的な知識	第一次検定	機械工学等	知識	・機械工学、衛生工学、電気工学、電気通信工学及び建築学に関する一般的な知識 ・冷暖房、空気調和、給排水、衛生等の設備に関する設備に関する一般的な知識 ・設計図書に関する一般的な知識
	施工管理法	知識	・施工計画の作成方法及び工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理方法に関する一般的な知識		施工管理法	知識	・ <b>監理技術者補佐としての</b> 、施工計画の作成方法及び工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理方法に関する知識
	法規	知識	・建設工事の施工に必要な法令に関する一般的な知識		法規	知識	・建設工事の施工に必要な法令に関する一般的な知識
実地試験	施工管理法	能力	・設計図書を正確に理解し、設備の施工図を適正に作成し、及び必要な機材の選定、配置等を適切に行うことができる高度の応用能力	第二次検定	施工管理法	能力	・ <b>監理技術者として管工事の施工の管理を適確に行うために必要な知識</b>
					施工管理法	能力	・ <b>監理技術者として</b> 設計図書を正確に理解し、設備の施工図を適正に作成し、及び必要な機材の選定、配置等を適切に行うことができる応用能力

※太字：基準の追加・変更箇所

※第一次検定及び第二次検定の両方の合格に求められる水準は、現行の技術検定に求められる水準と同程度

図4

1級受検資格の見直し



**2級の第二次検定を合格した者については、1級の第一次検定を受検するにあたり、1級の受検に必要となる実務経験を得ることなく受検することが可能。**

（なお、2級の第二次検定を合格した者として1級の第一次検定を受検し合格した場合においても、1級の受検に必要な実務経験を得れば、1級の第二次検定の受検が可能）

1級受検資格の見直し

※所定の実務経験を積んだ場合 5年⇒3年に短縮

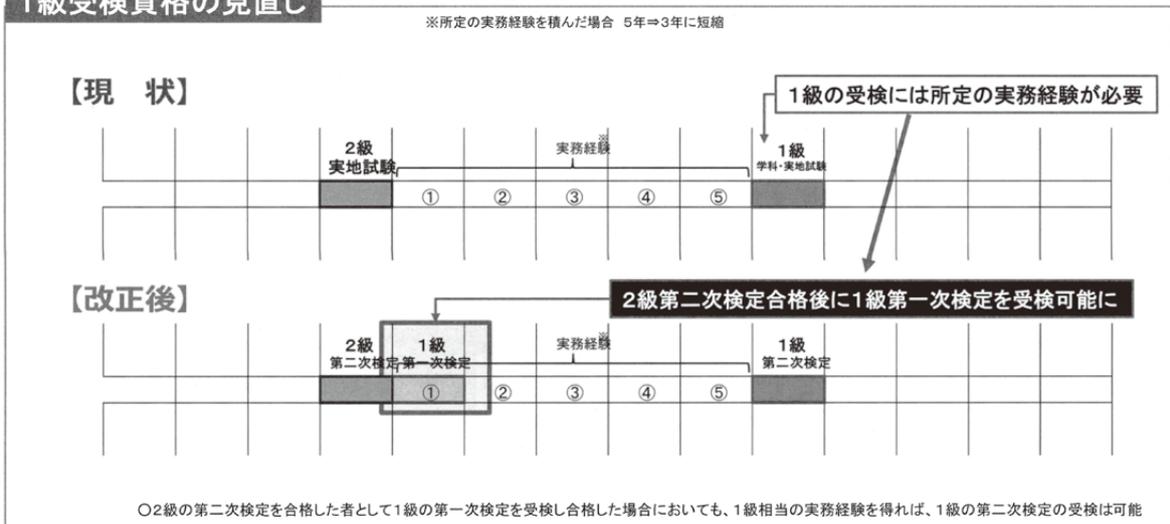


図5

回不合格だった場合、再度学科試験から受検する必要が生じますが、令和3年度以降は、第一次検定を受検・合格して技士補を取得すれば、回数や期限の制限なく第二次検定を受検できることとなるため、技士取得（第二次検定合格）への受検機会の拡大にも資するものと考えています。また、令和2年度末の時点で、令和2年度以前の技術検定の学科試験に合格し、学科試験の免除を受けている者については、技士補の資格の取得はできませんが、1級、2級ともに、その免除期間内に限り、令和3年度以降の第二次検定に合格すれば、技士の資格を取得することができます。

## II 監理技術者の専任の緩和

建設業法では、発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、当該建設工事を施工するために締結した下請契約の総額が4,000万円（建築一式工事である場合にあつては、6,000万円）以上になる場合においては、当該工事現場における施工の技術上の管理をつかさどるものとして監理技術者を置かなければならないとされています。また、請負金額が3,500万円（建築一式工事である場合にあつては、7,000万円）以上の公共性のある施設等に関する重要な建設工事については、監理技術者は工事現場ごとに専任の者でなければならぬとされています。

今回の改正では、工事現場ごとに監理技術者補佐を専任で配置した場合には、監理技術者の兼務を認めることとしました。監理技術者補佐の要件は、主任技術者の資格を有する者のうち1級の技術検

定の第一次検定に合格した1級技士補など」としています。なお、監理技術者の兼務が認められた場合においても、監理技術者に求められる責務は従前と同じです。監理技術者には、施工計画の作成や工程管理・品質管理などの職務が適正に実施されるよう、監理技術者補佐を適切に指導監督することが求められることとなります。

兼務できる現場数については、当面2現場としていますが、兼務できる工事現場の範囲は、工事内容、工事規模及び施工体制等を考慮し、主要な会議への参加、工事現場の巡回、主要な工程の立ち会いなど、元請としての職務が適正に遂行できる範囲となります。この場合、情報通信技術の活用方針や、監理技術者補佐が担う業務等について、あらかじめ発注者に説明し理解を得ることが望ましいものと考えています。なお、監理技術者が工事の施工の管理について著しく不相当であり、かつ、その変更が公益上必要と認められるときは、国土交通大臣又は都道府県知事から監理技術者の変更を指示する可能性があります。

## III 主任技術者の配置義務の見直し（「専門工事一括管理施工制度」の創設）

建設業の許可を受けた建設業者については、工事現場に主任技術者を配置することが求められています。今回の改正では、主任技術者の配置義務を見直し、下請の主任技術者について、一定の金額未満で一定の要件を満たす場合、主任技術者を配置することを要しないこととしております。（専門工事一括管理施工制度）

具体的には図7のとおりです。図のような施工体制の場合、これまでは、一次

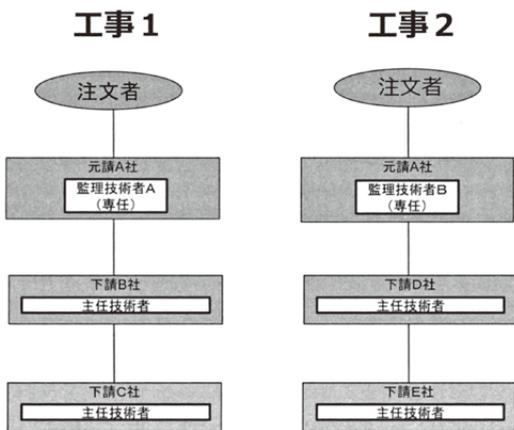
### 監理技術者の専任の緩和



主任技術者の要件を有する者のうち、1級技士補の資格を持つ者などは、監理技術者補佐として、工事現場に配置することが可能

#### 【現状】

- ・建設工事の請負代金の額が3500万円（建築一式工事にあつては7000万円）以上である場合については、監理技術者は現場に専任の者でなければならない。



#### 【改正後】

- ・監理技術者の職務を補佐する者として政令で定める者を専任で置いた場合には、監理技術者の兼務を認めることとする（当面2現場）。
- ・政令で定める者は、主任技術者の要件を有する者のうち、1級の技士補の資格を持つ者などとする。

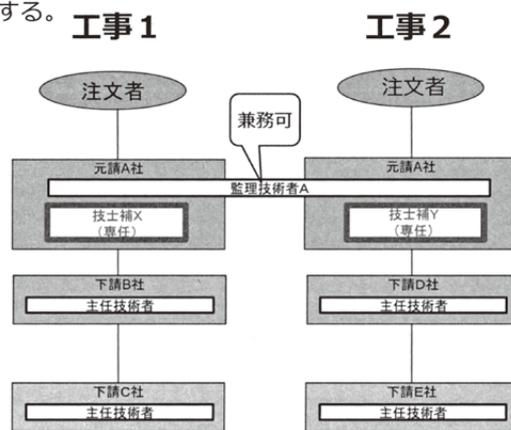


図6

### 主任技術者の配置義務の見直し



#### 対象とする工事

政令で定める特定専門工事は、土木一式工事又は建築一式工事以外の建設工事のうち、その施工技術が画一的であり、かつ、その施工の技術上の管理の効率化を図る必要があるものとして、以下の工事とする。

- ・鉄筋工事
- ・型枠工事

#### 下請契約の請負代金の額

主任技術者の専任義務が3500万円以上となっていることを踏まえ3500万円未満とする

#### 手続

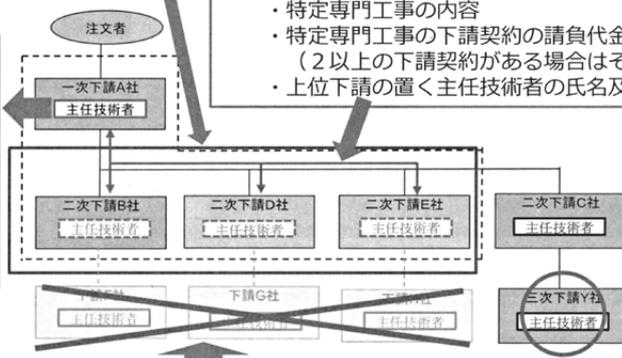
工事を注文する者（一次下請A社）と工事を請け負う者（二次下請B、D、E社）が以下の事項を記載した書面において合意をする必要がある。この際、一次下請A社は注文者の書面による承諾を得る必要がある。

- ・特定専門工事の内容
- ・特定専門工事の下請契約の請負代金の額（2以上の下請契約がある場合はその総額）
- ・上位下請の置く主任技術者の氏名及び有する資格

#### 配置される主任技術者の要件

上位下請（一次下請A社）の主任技術者は、下記の要件を満たす必要がある。

- ・当該特定専門工事と同一の種類の実務の経験が一年以上指導監督的な実務の経験の有すること。
- ・当該特定専門工事の工事現場に専任で置かれること。



#### 再下請の禁止

主任技術者を置かないこととした下請負人（二次下請B、D、E社）は、その下請負に係る建設工事を他人に請け負わせてはならない。⇒違反した場合、監督処分の対象となる

※ 主任技術者を置いている（制度を利用していない）下請は再下請可能

図7

下請A社が配置する主任技術者による技術上の施工管理のみで適正な施工が確保される場合であっても、二次下請B社、同D社、同E社のそれぞれに主任技術者の配置が必要でした。改正後は、一次下請A社が現場に配置する主任技術者が、A社の主任技術者として行う技術上の施工管理に併せて二次下請B社、同D社、同E社の主任技術者が行う技術上の施工管理を行うことを各社間で合意した場合、二次下請各社は現場に主任技術者を配置する必要がなくなります。

この制度の対象となる工事（以下「特定専門工事」という。）は、土木一式工事または建築一式工事を除く建設工事のうち、その施工技術が画一的であり、かつ、その施工の技術上の管理の効率化を図る必要があるものとし、現段階では鉄筋工事と型枠工事としています。また、この特定専門工事について、下請契約の請負金額についても上限を定めています。主任技術者に専任義務が生じるのが請負金額3,500万円以上であることから、これを踏まえ、下請金額の合計額が3,500万円未満としています。また、特定専門工事に配置する主任技術者は、当該特定専門工事の現場に専任で配置されること、対象となる特定専門工事と同一の種類の新築工事に関し1年以上の指導監督的実務経験を有することが必要となります。なお、この「指導監督的実務経験」とは、工事現場主任者、工事現場監督者、職長などの立場で、部下や下請業者等に対して工事の技術面を総合的に指導・監督した経験が対象となります。

これらの条件を満たし、一次下請A社と二次下請B社、同D社、同E社の4者が書面で合意した場合、B社、D社、E

社は主任技術者を配置する必要はありません。ただし、一次下請A社は対象となる工事の注文者から、あらかじめ書面による承諾を取り付ける必要があります。

なお、更なる下請を認めた場合、適正な施工に係る一次下請A社やその主任技術者の責任の範囲が不明確となることから、主任技術者を配置しない二次下請B社、同D社、同E社は、請け負った工事を別の下請負人に請け負わせることが禁じられます。これに違反した場合は、監督処分の対象となります。

この制度を活用することにより、元請負人は自社施工分を超える業務量にも下請負人の協力を得ることで対応しやすくなり、主任技術者の資格を有する技術者が不足している下請負人についても受注機会を得ることが可能となるものと考えています。また、建設業における重層下請構造の改善にも寄与することが期待されます。

なお、この制度の活用にあたり注意すべきことがあります。元請負人と下請負人との契約は請負契約であり、下請負人に主任技術者を配置しない場合においても、元請負人の主任技術者から下請負人への指示は、下請負人の事業主又は現場代理人などの工事現場の責任者に対し行う必要があります。元請負人の主任技術者が下請負人の作業員に直接作業を指示することは、労働者派遣（いわゆる偽装請負）と見なされる場合があることに留意する必要があります。



## 新年のご挨拶

福岡市管工事協同組合青年部会  
会長 藤岡 昭太

新年あけましておめでとうございます。

皆様におかれましては新しい夢と希望をもって、新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

新型コロナウイルスの感染が地球規模で拡大する中で、新しい年を迎えることになりました。

この感染拡大により、福岡市管工事協同組合に対し多大なる損害となり、共に私たち、青年部会にも大いなる活動被害を受ける事態となりました。

現時点でもその脅威は進行しており、私たち青年部会はその脅威にどう立ち向かっていくのかを検討、模索している状況です。

しかしながら、この苦しい環境の中、様々なことに気付かされた日々を送った方々もおられたのではないのでしょうか。

現場においては、施工管理、写真管理のインターネットアプリの更なる普及に伴い、書類関係の簡素化、現場状況をオンタイムでデスク上で Web 閲覧するといった、今まで理想とはしていた事が実際に実施できる環境になりつつあるのも現実だと思えます。

また、打合せ、会議に関しても Web 会議という言語が流行する環境になり、それを主流にしている組合員の方もおられるのかと思えます。

現に私たち青年部会でも役員会、集会を Zoom アプリを利用して Web 会議を実施し、みんなで青年部会として今後、福岡市管工事協同組合を始め、児童施設や県営市営施設などに何か青年部会として助けになれる事がないかなどを検討、模索しております。

その答えを1日でも早く導き出すためにも1日でも早くこの環境に勝利し、福岡市管工事協同組合員方々と1日でも早く笑顔で向き合ってお話できたら良いなと思っております。

私たち、青年部会はその為にも福岡市管工事協同組合に何ができ何をすべきかを一同真剣に考えており、それと同時に管工事業界を盛り上げていこうと前へ進み出しております。

そして、管工事組合、業界発展の為、また次世代が加入したくなるような青年部会を目指し、精進してまいりますので何卒よろしくお願い申し上げます。

最後になりますが会員の皆様の御多幸と御健勝をお祈り申し上げますと共に、本年が皆様にとって素晴らしい一年になる事を祈念いたしまして年頭の挨拶に代えさせていただきます。

## 青年部会 会員募集のお知らせ

青年部会では会員同士との交流や研修会等色々な事を計画・実施しております。

きっとあなた自身及び会社にとっても意義ある青年部会ですので多数のご入会をお待ち致しております。



現在会員数:27名

参加要領○組合員

○また組合員が推薦するその企業内の者(1企業3名まで)

年会費:24,000円(入会金10,000円)

お問合せ先:福岡市管工事協同組合青年部会(担当:竹浦)

電話:531-3066

## 令和2年度 後期 技能検定試験水準調整会議開催

- 開催日時 : 令和2年12月4日(木) 午前10時  
場 所 : 福岡アイランドシティフォーラム  
次 第 : (1) 福岡県職業能力開発協会挨拶  
(2) 技能検定事務手引き説明  
(3) 実技試験採点マニュアル説明

後期技能検定実技試験(建築配管)が福岡、飯塚、久留米、北九州の4会場で実施するにあたり水準会議が開催された。

先ず、各団体から推薦を受け、福管連から選出した技能検定委員として松本勝海、松本篤史委員(福岡)、中藤委員(田川)、中野、吉原委員(久留米)、三小田、入船委員(北九州)以上7名が福岡県知事から委嘱状を受けた。

## 令和2年度 後期技能検定配管実技試験

令和2年度建築配管技能検定実技試験が12月15、16日に実施され翌日の17日に採点が行われ、当組合青年部会研修企画委員会及び組合職員で、今回も試験会場の準備、試験用材料の手配、作品の採点等の補佐を担当した。



実技試験の様子



採点の様子



## 命

「命」…生きていくこと。

生命

最も尊いもの

文字にすると、簡単なもののように感じますが、あなたはこの「命」というものについて、真剣に考えたことがありますか。

私は、自身が起こした事件から、命の尊さをより多くの人に知ってもらいたいと思いました。

平成24年の出来事です。当時、私は大手自動車製造業に勤めており、その日は上司の送別会で飲酒する予定でした。

しかし、帰りは友人が迎えに来た後、車を取り戻す予定だったため、私は自分の車で会場まで向かいました。そして、送別会が始まりましたが、連日の疲労や睡眠不足、先輩ばかりという環境でいつも以上に酔いが回ってしまい、ある瞬間から記憶が途切れ、次に記憶が戻ったのは車が何かに衝突した激しい音と衝撃とともに、取り返しのつかない事をしてしまった瞬間でした。

一瞬、なぜ自分は車に乗り、何が起きたのか理解できず、まず状況を把握しようと車外に出ようとしてしまいました。しかし、衝突の際にシートベルトで鎖骨を折り、ハンドルで頭を強打した上に、酒の影響で再び意識をなくしました。

目覚めた時は、病院的ベッドで医師と警察官に囲まれており、その傍らに悲しい顔をした母がいました。その時に事件の内容、そし

て被害者がいて非常に危険な状態であると知りました。事件の内容は、飲酒運転、速度超過、車線逸脱により相手の車に衝突したとのことでした。母には「あなたは人を傷つけるという一番やってはいけない事をした」と言われ、私は逮捕されました。その7日後に被害者が亡くなり、私は在宅起訴になりました。

しかし、その間の私はどうせ実刑になるという気持ちがあり、ご遺族の気持ちも考えずに謝罪にも関わらず、好き勝手な生活をし、懲役4年の判決を受けました。

それから、数年の受刑生活の中で一生分の大切な事を学びました。まず事件を起こした私を支えてくれる家族や友人のありがたみ、大切な人や日常を失ったご遺族の気持ち、なによりも「命」の尊さを痛感しました。自分が生きていることや、家族の大切さは誰もが感じられるはずであり、ご遺族の気持ちは改善指導等で学び、自ら真剣に考え気をつけることだと思っています。

しかし、命の尊さを深いところまで理解が出来なかった私に命の尊さを強く感じられる出来事がありました。最愛の母の死です。受刑生活開始後、2年半が経った頃、癌で亡くなりました。その時、本当の意味で大切な人を失う悲しみや「命」というものがいかに尊いものだったのかを知りました。そんな大切なものを奪い、罪のない人達の人生をメチャクチャにした私はとんでもない愚か者だと感じました。その出来事から私の中で人生に対する考え方が大きく変わりました。

T・S 会社員(28歳)

ルールを守ることは最終的に命にかかわるものであり、ルールを守るためには真に人の気持ちを考えることが大切なのです。飲酒運転は捕まるだけではなく、人の命を奪うおそれがあるからダメなのです。因果応報という言葉がありますが、私の場合は命を奪い、沢山の悲しみを生み、最後には懲役、母の死という形で返ってきました。

今回私が飲酒運転をした理由は、例えば記憶がなかったにしろ、日ごろからルールに対する規範意識が低く、自分勝手な気持ちで生きていたからだと思っています。

今では受刑生活の様々な経験をとおして、私の人生を反省し日々償いについて考え、生活していますが、この生活に終わりはありません。亡くなった被害者やご遺族は時が止まったままなので、私も残りの人生全てが受刑生活だと思い、生きて行く覚悟です。

最後になりますが、みなさん今一度「命の尊さ」について真剣に考えて下さい。大切な人の優しさや笑顔は失われてからでは遅いのです。例え何年服役しようとしても何ひとつ返ってはきません。残るのは後悔だけです。加害者である私がこう感じるのには身勝手かと思いますが、これ以上同じ悲しみが繰り返されず、ひとつひとつの命が幸せになることを心から願います。

「命」とは、最も尊いものなのです。拙い文章でしたが、最後まで読んでいただき、ありがとうございます。

## 組合資材倉庫 及び 給排水メンテナンスセンター 移転のお知らせ

平素より、当組合の運営にあたり格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

さて、令和3年1月25日(月)より、福岡市管工事協同組合資材倉庫(南区平和)の資材の共同購入並びに販売斡旋業務、及び給排水メンテナンスセンター業務を福岡市管工事会館(中央区平和)1階へ移転致します。

つきましては、皆様方へ大変ご迷惑をお掛けしますが、引越し作業の為、**令和3年1月21日(木)午後3時までで窓口での資材出荷を停止**致します。給排水メンテナンスセンター業務は通常の通り営業致します。

また、移転に伴い一部取扱い商品に変更(在庫数等)がありますので、資材係までお問い合わせ下さい。

【住所】 〒810-0016 福岡市中央区平和3丁目20番10号

福岡市管工事会館1階

資材係 TEL 092-525-1518

FAX 092-525-1571

給排水メンテナンスセンター

☎0120-1132-55

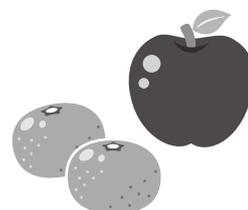
※TEL、FAX、メールアドレスに変更はありません。

【営業開始日】 令和3年1月25日(月)から移転先にて通常通り出荷致します。

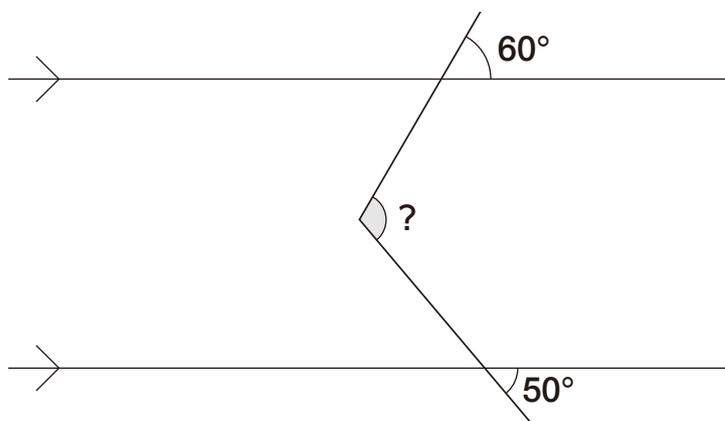
※1月22、23、24日の必要資材は21日(木)午後3時までに必ず済ませていただきますよう宜しくお願いいたします。

第9回 あたまたの体操

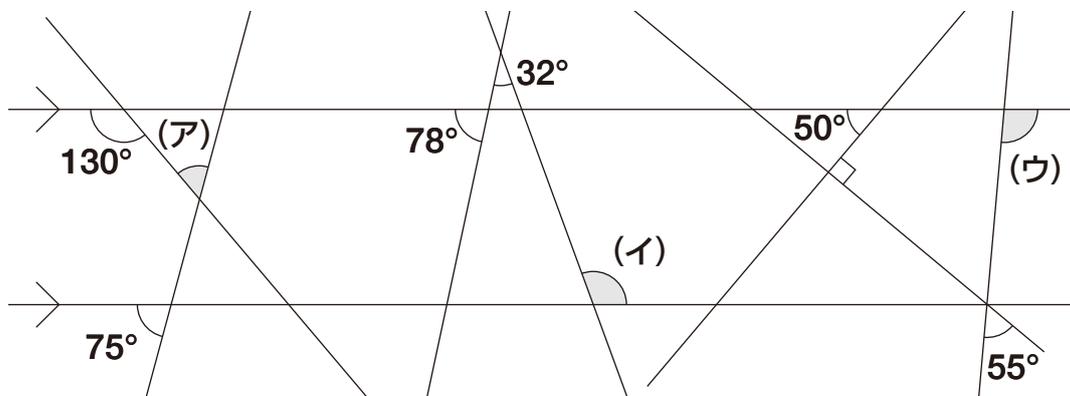
【問1】りんご1個とみかん5個で 580円  
 りんご1個とみかん2個で 310円 でした。  
 りんごとみかんは各々いくらでしょう。



【問2】?の角度は何度でしょうか?



【問3】次の(ア)～(ウ)の角度は何度でしょうか?



回 答 欄



- 【問1】りんご ( )円  
 みかん ( )円  
 【問2】?の角度 ( )度  
 【問3】(ア)~(ウ)の角度 ア( )度 イ( )度 ウ( )度

【応募方法】

答え、事業所名、氏名、連絡先を明記の上、FAXにてご応募下さい。正解者の中から抽選で5名様にQUOカード券2,000円をプレゼントします。解答は、次号「せせらぎ」2・3月号に掲載します。尚、当選者の発表は賞品の発送をもってかえさせていただきます。

事業所名: \_\_\_\_\_  
 氏 名 : \_\_\_\_\_  
 所在地 :〒 \_\_\_\_\_  
 連絡先 : ( ) \_\_\_\_\_

締切:令和3年2月12日(金) FAX.092-522-5287

～個人情報の取扱いについて～  
 ご記入いただいた個人情報は、ご応募いただいたプレゼントの抽選・発送のために利用します。  
 他の目的に利用することはございません。

「せせらぎ」10.11月号【解答】

- |        |            |           |          |
|--------|------------|-----------|----------|
| 1.甘味処  | かんみどころ     | 11.続柄     | つづきがら    |
| 2.著す   | あらわす       | 12.乳離     | ちばなれ     |
| 3.一見の客 | いちげんのきゃく   | 13.間髪を容れず | かんはつをいれず |
| 4.気色ばむ | けしきばむ      | 14.出生率    | しゅっしょうりつ |
| 5.重版出来 | じゅうはんしゅつたい | 15.逝去     | せいきよ     |
| 6.和む   | なごむ        | 16.依存     | いそん      |
| 7.飲み代  | のみしろ       | 17.他人事    | ひとごと     |
| 8.一入   | ひとしお       | 18.吝か     | やぶさか     |
| 9.幕間   | まくあい       | 19.訃報     | ふほう      |
| 10.専ら  | もっぱら       | 20.何卒     | なにとぞ     |



●前号の当選者には賞品(QUOカード券)を発送しております。ご応募ありがとうございました。

## 組 合 通 信

- 2-33号 12月1日 新年賀詞交歓会開催の中止について  
2-34号 12月8日 組合資材倉庫及び給排水メンテナンスセンター移転のお知らせ

## 組 合 の う ご き

- 12月 1日 全国技能士会連合会会長表彰伝達式が東市民センターで開催され松尾副理事長が出席した。  
12月 3日 福岡県中小企業団体中央会理事会が中央会で開催され末久副理事長が出席した。  
12月 4日 福岡県職業能力開発協会技能検定実技試験水準調整会議が福岡アイランドシティフォーラムで開催され松本上水道部長理事が出席した。  
12月 8日 定例理事会が組合会議室で開催された。  
12月16日 全管連正副会長・部長会が東京都で開催され藤理事長が出席した。  
12月17日 広報・企画・情報委員会が組合会議室で開催された。  
12月22日 津山税理士による会計精査  
12月29日 仕事納め  
1月 5日 仕事始め

本年も「せせらぎ」をご愛読いただきますようお願い申し上げます。

## 編集人：広報・企画・情報委員会

委員長	野崎 寛	理事	岩下 達也
副委員長	藤岡 昭太	理事	阿部 盛俊
委員	玉置 順男	事務局	江頭 孝一
委員	大久保秀則		濱崎 哲郎
委員	木林 明		